

青梅市告示第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法19条第1項の規定により青梅都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第2項の規定により縦覧に供する。

平成30年12月21日

青梅市長 浜 中 啓 一

都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域
青梅都市計画道路 3・5・11号永山山麓線	廃止する部分 青梅市本町および仲町地内

縦 覧 場 所 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

青梅市役所5階 都市整備部土木課

以 上